

パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

案件名	上越市第5次人にやさしいまちづくり推進計画(案)	担当課	共生まちづくり課
-----	--------------------------	-----	----------

No. 1	ご意見の該当箇所:	計画全体
ご意見	<p>人にやさしいまちづくり条例は、平成11年に制定されて20年以上も経過し、その中で社会情勢も変化しユニバーサルデザインの原則、バリアフリーは、一般化しました。</p> <p>上記の背景もあり時代に沿っていないので、8つの項目を精査し、見直し、廃止すべきと思います。</p> <p>上越市自治基本条例は、市民参加、参画、市民協働の概念が項目になっていますが、平成11年に制定された人にやさしいまちづくり条例は、その前に条例化されたので概念が抜けています。</p> <p>市民協働の概念から、1～8の項目新たに考える”市民協働条例”が必要です。</p> <p>市と市民の協働を進めると、中川市長が話す「地域分権」の目標、目的が明確になり、地域コミュニティ組織・コミュニティセンター(コミセン)の概念が必要となります。</p> <p>これからは、市民協働、コミセンの概念からなる条例で、市民による、市民の為のまちづくりが大切です。</p> <p>市民が主体で、行政はサポートに付くべき考えます。「地域分権」と”コミセン”の考えは、同時進行で進めて「地域分権」の実行を願います。</p> <p>旧13区は、まちづくり振興会があり、合併前上越市は、地域協議会がありますが、まちづくり振興会の組織はありません。町内会がまちづくり振興会の役割をしていますが、高齢化等により組織が弱体化しており、”コミセン”が必要です。旧上越市も「地域分権」が必要です。</p>	
対応状況	反映不可	
市の考え方	<p>本計画における8つの基本方針は、「上越市人にやさしいまちづくり条例」で定めた施策に基づいて設定しています。条例の制定から20年余り経過した中で、ご意見のように「バリアフリー」に対する認知は一定程度進んできているものの、「ユニバーサルデザインの原則」に関しては、まだ市民の皆さんに浸透したといえる状況ではないと認識しています。市といたしましては、意識上の障壁の解消にはまだ時間を要すると考えているほか、本計画のいずれの基本方針についても、意識啓発も含め継続して取り組む必要性が高いと捉えたことから、現行の計画を継承する形で第5次計画でも8つの基本方針を設定したものです。</p> <p>また、本計画の推進体制として、条例に基づき、市としての取組に「市・事業者・市民の連携への支援」を明記するほか、市民の協力として、「人にやさしいまちづくりへの理解と実践」や「市の施策への協力」を明記するなど、市民参加、参画、市民協働の視点についても本計画に取り入れています。</p> <p>なお、ご意見にある地域分権の関係につきましては、本計画で取り組む内容の範囲外ではありますが、今後、地域自治を推進していく観点から、地域の皆さんとの話し合いも行いながら庁内で議論を進めていくこととしています。</p>	

No. 2	ご意見の該当箇所:	P12
ご意見	計画の期間について、令和4年度からの計画としていますが最上位計画の第7次総合計画が令和5年度からの計画になりますのでこれに合わせる必要があると考えます。(本計画を1年延長して総合計画に合わせる方法があります。)	
対応状況	反映不可	
市の考え方	<p>本計画は、総合計画の将来都市像に向け、本計画に関係する各種個別計画と整合を図りながら取組を進めていくこととしていますが、本計画で掲げるまちの姿「誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち」は、市民が生活していく上での普遍的なものと考えていますので、その姿の実現に向け基本的な施策展開の方向性を示す本計画については、現行の第4次計画を基本的に継承する形で令和4年度から第5次計画をスタートさせることとしたものです。</p> <p>なお、第7次総合計画で新たに取組む事業がある場合は、人にやさしいまちづくり推進計画に基づく実施計画における個別事業の見直しの中で対応していきたいと考えています。</p>	

No. 3	ご意見の該当箇所:	P16-19
ご意見	<p>【誰もが理解しあえるまちづくり--「やさしい日本語」の積極的導入と活用を】</p> <p>ユニバーサルデザインには、「誰もがすぐに分かり、判断、行動に移せる」情報理解も含まれる。住民の中には、子どもや高齢者のほか、外国人も含まれる。在住外国人の60～80%は「やさしい日本語」なら理解できるという統計もある。広報や標識、市役所の窓口などで意識的に「やさしい日本語」を活用することで、「誰もが理解しあえる」を具体的に見せることができる。</p> <p>啓発活動は、チラシや講演会もさることながら、無意識に体得できる環境を市が積極的に作り出す姿勢から、市民の意識が変わることも期待できる。</p>	
対応状況	反映不可	
市の考え方	<p>本計画は、「高齢者や障害のある人、子ども、妊産婦、外国人など、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人が安全・安心で快適に暮らせること」に重点を置き、そのためにあらゆる障壁のないまちづくりの実現に向けた基本的な施策展開の方向性を示したものであり、具体的な事業内容をお示しするものではないことをご理解ください。</p> <p>なお、具体的な事業の内容等につきましては、本計画に基づく実施計画に登載してまいります。ご提案の「やさしい日本語」の活用につきましては、すでに市民への周知・啓発や職員への研修、行政文書等での活用を始めているところであり、今後も積極的に活用してまいります。</p>	

No. 4	ご意見の該当箇所:	P16
ご意見	現状において、人にやさしいまちづくりの取り組みを知っている人は14.8%としていますがこのような大切な取り組みの認知度が低いこと自体が大きな問題だと考えます。認知度を高める取り組みについて記述する必要があると考えます。	
対応状況	記載済	
市の考え方	<p>計画の19ページの施策の方向に「①人にやさしいまちづくりの普及啓発」を挙げたように、市民への周知については大事な視点ですので、人にやさしいまちづくりの取組やユニバーサルデザインの認知度の向上を軸に今後も機会をとらえて啓発してまいります。</p>	

No. 5	ご意見の該当箇所:	P20-22
ご意見	【あらゆる外国人子弟に教育の機会を】 教育委員会の中には、いまだに「外国人子弟は必ずしも日本の義務教育を受ける必要はない」と言って憚らない方がおられる。世界子どもの人権宣言で、どの地域にあっても子どもが教育を受ける権利は保障されるべきである。学ぶ機会を奪ってはならない。滞在の長短によらず積極的に受け入れる環境を整える必要がある。	
対応状況	記載済	
市の考え方	ご意見の外国人の子どもへの教育の機会の保障については、本計画の22ページの施策の方向において、外国人の子どもを含めた支援を必要とする児童生徒への教育の機会に関し「支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな教育を行うほか、安心して教育を受けるための環境を整えます。」と記載しています。 また、ご意見の取組に関しては、「上越市子どもの権利条例」第8条に、「少数の立場に属する子どもの権利」を定め、これに基づき市では言語支援や学習支援などを実施しており、子どもたちの教育の機会と環境を整えています。	

No. 6	ご意見の該当箇所:	P21
ご意見	現状において「どのような学びの環境があるかわからないため周知を強化すべき、といった意見が多かった」としており、社会教育の課題においても「機会の提供が求められている」「情報発信の充実」としてはいますが、施策の方向ではこれらの課題等に関して何の記述もありません。現状や課題を踏まえての施策の方向が必要です。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	本計画は基本的な施策の方向性を示したものであり、「情報発信」に関しては、「8つの基本方針」全体の共通の課題として取り組む必要があると考えていますので、基本計画に基づく実施計画において対応していきます。	

No. 7	ご意見の該当箇所:	P25
ご意見	①雇用機会の創出において、「事業者等への意識啓発」としてはいます。重要なことですので事業例にも記述してください。 ②において「企業等との連携を強化し」とあります。重要なことですので事業例にも記述して方向を示してください。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	本計画は基本的な施策展開の方向性を示したのですが、本計画に記載した事業は、現行の実施計画の事業から主なものを参考として記載したものです。ご意見のように、事業者等への意識啓発や関係機関、企業等との様々な連携は重要であると捉え、計画の施策の方向に記載したところですが、今後、実施計画を進めていく中において対応していきます。	

No. 8	ご意見の該当箇所:	P26-30
ご意見	<p>【誰もが健康に暮らせるまちづくり--「わたしの健康シート」提案】 誰もが急に病気になったり、事故にあったり、災害に遭遇する可能性がある。その時に、即座に自分の日頃の健康状態や緊急時の連絡先などを記したものがあれば、迅速に救護・治療に結び付けることができる。 そのために「わたしの健康シート」を提案する。特に、日本語でのコミュニケーションに不安がある外国人や、自分をうまく説明できない障害者などに利用していただきたい。 上越市の高齢者「救急医療・災害時支援情報キット」に倣い、作成例は、上越国際交流協会外国人支援プロジェクトじょんなびにあります。</p>	
対応状況	反映不可	
市の考え方	<p>本計画は、「高齢者や障害のある人、子ども、妊産婦、外国人など、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人が安全・安心で快適に暮らせること」に重点を置き、そのためにあらゆる障壁のないまちづくりの実現に向けた基本的な施策展開の方向性を示したものであり、具体的な事業内容をお示しするものではないことをご理解ください。 ご提案の「わたしの健康シート」につきましては、実施計画における取組の参考とします。</p>	

No. 9	ご意見の該当箇所:	P29-30
ご意見	<p>【福祉タクシー助成の適用範囲の拡大】 1) 妊婦さんのタクシー提携:通院や急に産気づいたときにかかりつけの産院へ送ってもらえる制度 2) 発達障害等外から見えづらい障害のある人/子どもにもタクシーの助成を。車いす利用者には補助があるが、発達障害児は対象ではない。通所施設が限られているうえ、個人差が大きいので、集団で送迎するより、個人の事情にあわせて利用できるタクシーに補助が使えると良い</p>	
対応状況	反映不可	
市の考え方	<p>本計画は、「高齢者や障害のある人、子ども、妊産婦、外国人など、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人が安全・安心で快適に暮らせること」に重点を置き、そのためにあらゆる障壁のないまちづくりの実現に向けた基本的な施策展開の方向性を示したものであり、具体的な事業内容をお示しするものではないことをご理解ください。 ご提案の「妊婦へのタクシーの提携」につきましては、陣痛時の送迎は上越市のどのタクシー会社も乗車を受け入れており、新たに市が主体となって実施する予定はありません。 また、発達障害のある児童へのタクシーの利用補助につきましては、一定の障害程度の基準を設ける必要があることから、精神障害者保健福祉手帳の1級または2級を取得された方に対し、タクシー券の交付を行っています。</p>	

No. 10	ご意見の該当箇所:	P28
ご意見	<p>課題において「正しい知識を普及する」「市民の主体的な取り組みのための環境整備が必要」としてはいますが、施策の方向でこれらに関する記述が不足しています。必要な人に必要な知識や情報を的確に届けることが必要ですので、このことについても記述が必要です。</p>	
対応状況	記載済	
市の考え方	<p>ご指摘の内容は、「3.施策の方向」の「(1)誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。①健診・保健指導の推進」が該当します。</p>	

No. 11	ご意見の該当箇所:	P33
ご意見	「①・・・活動のための環境づくり」として事業例に認知症サポーター養成講座をあげていますがこの講座は単に認知症の知識を付与するだけの講座であり、活動のための環境づくりにはなっていません。認知症に関心を持ってもらう講座でありますので、積極的に認知症予防等の活動をしてもらう明確な方向付けと仕組みが必要です。(活動付けを行っていないことは確認済みです。)	
対応状況	反映不可	
市の考え方	事業例に挙げた「認知症サポーター養成講座」につきましては、まず市民の皆さんが関心を持ち、その内容を学び理解することで、その後の「活動のための環境づくり」につながるという観点から記載しています。	

No. 12	ご意見の該当箇所:	P36
ご意見	1行目に「高齢化や担い手不足が自主防災活動の減退につながり・・・」としていますが、基本的に自主防災活動にはそこに住む人全てが自治の観点から自ら自主防災活動に取り組むのが原点です。この記述だと高齢者やそこに住む人の手不足から活動が出来ていないという解釈になりますので、原点を踏まえた記述に変える必要があります。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	自主防災活動に関する課題認識として、現状、高齢化や担い手不足が挙げられるため、このままの記載とします。 ただし、ご意見のとおり、そこに住む人全てが自らの防災活動に取り組む意識の醸成ということは重要と考えますので、今後の取組の参考とします。	

No. 13	ご意見の該当箇所:	P37
ご意見	上段の事業例に「互いが助け合う地域社会の形成に向けた支援」「犯罪の起こりにくい環境づくりの推進」としてありますが、「互いが助け合う地域社会や犯罪の起こりにくい環境づくり」のイメージが描きにくく、どのような社会の形を目指すのかが不明です。この程度イメージ出来る社会の形の記述が必要です。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	市の防犯施策は、「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」に基づき進めています。ご指摘の事業例につきましては、同計画に記載の主な施策と整合を図っているものであり、本計画においては「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」と整合性を図りながら、関係する内容を記述しています。	

No. 14	ご意見の該当箇所:	P42-45
ご意見	<p>【誰もが移動しやすいまちづくり】 高年齢で、障害者ではないが、難病のため車いすでの移動をする者にとって、通院には、介護タクシーや福祉タクシーが必要です。上越市には、そういったタクシーが少なく、10日から2週間前に予約が必要ですが、帰りは時間がよめないため予約もできません。もっと台数を増やし、いつでも利用できるよう市として補助してはどうでしょうか。</p>	
対応状況	反映不可	
市の考え方	<p>本計画は、「高齢者や障害のある人、子ども、妊産婦、外国人など、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人が安全・安心で快適に暮らせること」に重点を置き、そのためにあらゆる障壁のないまちづくりの実現に向けた基本的な施策展開の方向性を示したものであり、具体的な事業内容をお示しするものではないことをご理解ください。 ご提案の介護・福祉タクシーの増台につきましては、上越市福祉タクシーの導入促進方針を策定し、国の補助事業を活用した導入促進の支援を行っています。</p>	

No. 15	ご意見の該当箇所:	P42-45
ご意見	<p>【直江津駅前の歩道をバリアフリーにしてほしいです】 ・直江津駅前のT字路から直江津ショッピングセンターまでの車道を全部歩道にすると、高齢者も足の不自由な人も、学生も歩きやすくなると思います。 ・公共乗り物はこれから不可欠です。駅近くにいろんな施設などがあったら利用しやすいです。足の不自由な人も高齢者も利用しやすくなります。 以上です。宜しくお願いします。</p>	
対応状況	反映不可	
市の考え方	<p>本計画は、「高齢者や障害のある人、子ども、妊産婦、外国人など、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人が安全・安心で快適に暮らせること」に重点を置き、そのためにあらゆる障壁のないまちづくりの実現に向けた基本的な施策展開の方向性を示したものであり、具体的な事業内容をお示しするものではないことをご理解ください。 なお、本計画では、誰もが安全に移動できるための歩道、道路の整備の推進を掲げており、順次整備を進めています。 また、地域公共交通の維持・確保に向けた取組も継続して行っています。</p>	

No. 16	ご意見の該当箇所: P27、62、64、68、71、73、79、85、ほか (市民意識調査結果に関するご意見)
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスが整っていると答えた人30.7%となっていますが、福祉サービスは十分とは言えないまでも整っているのが現状です。整っていると思う人の割合を50%以上とする取り組みが必要です。アンケートの質問の仕方に問題があります。医療に関しても同様です。 ・対象者を4,000人としており全員から回答があればサンプル数は適当ですが、回収数が1,407で調査の妥当性が担保できるのかという問題があります。回収率を考慮した調査数の決定が必要ではないでしょうか。 ・問1について、「このことを知っていますか。」と聞いていますが、このこととは何を指すのか、条例を制定したことなのか、取り組んでいることなのか、それとも取り組みの内容なのか、が不明確です。例として、「…のような取り組みをしていますか、知っていますか。」というような質問の仕方が必要です。 ・誰もが働けるまちづくりに関して、問5では「あなたは、高齢者、障害のある人等が…」として高齢者、障害のある人等に特化した質問になっています。この質問の仕方は適切ではないと考えますので質問を変える必要があります。 ・問6「…福祉に関するサービスが…」という表現ですが、この表現では福祉サービスとは何か、どのようなものがあるのかがイメージできませんので、福祉サービスをいくつか例示して質問する必要があります。また、福祉サービスを受けた経験のある人とそうでない人では回答内容が大きく変わりますのでこのことを考慮する必要があります。 ・問7「…医療に関するサービスが…」という表現ですが、この表現では医療サービスをいくつか例示して質問する必要があります。また、医療サービスを受けた経験のある人とそうでない人では回答内容が大きく変わりますのでこのことを考慮する必要があります。 ・問10、住宅リフォーム支援の関係からこの質問があると思いますが、個人住宅の住みやすさは個人の課題ですので行政としてここまで踏み込む必要はないと考えます。 ・問13 ボランティア活動について聞いていますが、ボランティア活動も幅が広いのでこの表現だけでは内容が十分理解できないと思いますのでボランティア活動を例示して質問する必要があります。 ・回答の内容が示されていますが、回答は年代や経験の有無、居住している場所によって傾向がありますので、これを示して市民の理解を求める必要があります。また、意識調査を市政に活かすためにはクロス集計と分析が必要です。 ・質問の表現の仕方でも回答の内容も変わってきます。質問の仕方についての専門家がいますので質問の表現は専門家の指導を受ける必要があります。何に関して意見を聞きたいのかを明確にして、誤解しない質問表現をする必要があります。質問の仕方によって回答が大きく変わることを理解してください。
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>市民意識調査結果は、本編の資料としてご覧いただくため、既に実施済みの調査結果を掲載していることから、市民意識調査に係るご意見は、本計画の意見反映には至らないことを先にご了承願います。</p> <p>ご意見のとおり、設問内容や表現は時代に沿った設問の入替、比較対象等も必要です。また、サービスなどに関する設問につきましては、当事者であるか否かで回答は大きく変わりますので、見直しが必要と考えています。市民意識調査に関するご意見は次回調査の参考とします。</p>

No. 17	ご意見の該当箇所: その他(パブリックコメント制度に関するご意見)
ご意見	<p>パブコメで意見を提出すると文書での回答がありますが、意見が噛み合わない場合があります。場合により意見を出したい人との意見交換が必要と考えます。これにより計画に深みが出るとともにお互いの理解が深まるものと考えます。</p>
対応状況	その他
市の考え方	<p>本計画の内容に直接関わらないご意見ではありますが、いただいたご意見は今後の参考とします。</p>